

# 岐阜県公報

号 外 (二) 平 成 三 十 一 年 四 月 二 十 五 日

## 目 次

### 監査委員告示

定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(監査委員)	一
行政監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	三
財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	四
外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所等	(同)	七

## 監査委員告示

### 岐阜県監査委員告示第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成三十一年四月二十五日

岐阜県監査委員	山 本 勝 敏
岐阜県監査委員	太 田 維 久
岐阜県監査委員	鈴 土 靖 久
岐阜県監査委員	藤 良 寛 靖
岐阜県監査委員	長 縄 直 子

**I 平成30年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況**

1 平成30年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	89	86	2	1
指導事項	99	99	0	0
検討事項	5	4	0	1
計	193	189	2	2

※ 「今回措置を講じたもの」については、平成31年3月28日に知事から通知があったもの  
(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所掌する事務の業務の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管

課に対して是正若しくは改善を求める事項

**II 定期監査の結果に基づき講じた措置**

1 平成30年度

(1) 監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

環境生活部

機関名	監査結果	講じた措置
博物館	博物館入館料(使用料)に係る収入事務において、入館券の発売を含む受付改札案内業務の委託契約を私人と締結し、入館料の現金収納や当該収納金の保管をさせるなど、私人に公金を取り扱わせているが、次の手続が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 私人に収入事務を委託した旨について、地方自治法施行令第158条に基づき告示及び公表がされていなかった。 2 私人への収入事務の委託にあたり、岐阜県会計規則取扱要領に定める出納管理課長への合議がされていなかった。 3 私人が収納した現金を出納員が受領した際に、私人に対して領収証書を交付していなかった。	1 私人に収入事務を委託した旨について、地方自治法施行令第158条に基づき、岐阜県公報にて平成31年4月1日に告示する。 また、委託した旨を博物館受付にて掲示することにより、併せて発表する。 2 収入事務委託について、平成31年3月に出納管理課長への合議を終えた。 また、今後は担当係員、係長及び総務部長の引継書に今回の合議議決等の内容を記載するとともに、収入事務委託の毎年度の事前決裁書に必ず出納管理課との協議状況等の内容が分かる資料を添付し、手続に遺漏のないよう努める。 3 平成31年度から私人に対して領収証書を交付する。 また、私人への徴収事務を委託した際の諸手続について、会計管理者と協議の

公務中の1件の交通事故について、修繕料143,424円が支払われていたため、職員が交通事故防止について一層の徹底を図られた。	上、岐阜県博物館使用料徴収委託事務実施要領を制定し明文化した。 該当職員に対して、安全運転及び交通事故防止に努めるよう指導した。 事故発生後、職員全員に対し、公用車を運転する際は十分注意を払い、落ち着いて運転するように周知徹底した。
--	--

岐阜県監査委員会告示第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から行政監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成三十一年四月二十五日

岐阜県監査委員 山 本 勝 敏  
 岐阜県監査委員 太 田 維 久  
 岐阜県監査委員 鈴 士 靖 子  
 岐阜県監査委員 藤 良 寛  
 岐阜県監査委員 長 縄 直 子

1 平成29年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

テーマ名	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの※ C	未措置 A-B-C
地域防災計画等において県が備蓄・整備することとしている物資及び資材について	19	10	9	0

※「今回措置を講じたもの」については、平成31年3月28日及び平成31年4月4日に知事から通知があったもの

2 行政監査の結果に基づき講じた措置

機関名	監査結果	講じた措置
危機管理政策課	備蓄施設が洪水ハザードマップの浸水想定区域内に立地しており、1階に備蓄されている物資及び資材は浸水すると使用できないおそれがあるため、浸水対策や保管場所の確保について検討されたい。	防災交流センター(宿舍棟1階サロンス室)に保管されている災害対応職員用の寝袋等が浸水時に使用できなくなることはないよう、防災交流センター2階へ移転を行った。
防災課	備蓄計画において標準総合庁舎の分散備蓄に掲げられている資機材のうち、計画上の数量に満たない資機材(スコープ等)があるので、計画との整合性を図らねばならない。	備蓄計画と比べて不足している資機材の数量を確認し、角形シャベルといった資機材の一部を調達した。 なお、平成31年度予算にてブルーシートを調達することで、備蓄計画との整合を図る。
	備蓄施設が洪水ハザードマップの浸水想定区域内に立地しており、1階に備蓄されている物資及び資材は浸水すると使用できないおそれがあるため、浸水対策や保管場所の確保について検討されたい。	防災交流センター(宿舍棟1階サロンス室)に保管されている災害対応職員用の寝袋等が浸水時に使用できなくなることはないよう、防災交流センター2階へ移転を行った。
	故障した投光器や発煙発電機、電圧低下が懸念されるバッテリーボックス(消火剤取付装置用)、未点検の一体型気密化学防護服が一部見受けられたので、災害時に迅速かつ確実に使用できるように、物資及び資材の品質・機能の確保に努めらねばならない。	災害時に迅速かつ確実に使用できるように、故障した投光器の修理を行い、発電機やバッテリーボックス等の一部の資機材を調達した。 なお、平成31年度予算で一体型気密化学防護服の点検を実施する。
	また、物資及び資材の棚卸点検(毎月実施)の記録数量と資機材レイアウト図の記載数量が整合しておらず、棚卸点検が形数化しているおそれもあるため、受払管理の厳格化などにより、定期的な棚卸しの実効性向上に努められたい。	受払管理は、帳簿を作成しきめ細かな受払管理を行うと同時に、年に1回以上の現物確認を実施し、正確な備品の管理を行うこととした。

<p>倉庫の天井に照明設備があるものの、約5メートルの高さがある四角式保管棚に保管されているため、天板の照明が最下段まで届かず、日中であっても物品の識別が困難なものがあつたことから、夜間時の迅速な物資搬出等に対応するためにも、照明設備の充実を図らばいい。</p> <p>防災交流センターには、奥付で災害対策に従事する職員の非常食や飲料水が2階に保管されている。岐阜市の池水ハイパーボックスによれば、池水時は最大1～2mの浸水が想定されており、2階に保管されている物資や資材が水没するおそれはないものの、施設周辺が浸水した場合土崩れ困難となるおそれがあるため、より適切な保管場所の確保について検討されたい。</p>	<p>搬出作業時等の視認性向上のため、ヘッドライトを購入し、作業時に着用することとした。</p>
<p>防災交流センターには、奥付で災害対策に従事する職員の非常食や飲料水が2階に保管されている。岐阜市の池水ハイパーボックスによれば、池水時は最大1～2mの浸水が想定されており、2階に保管されている物資や資材が水没するおそれはないものの、施設周辺が浸水した場合土崩れ困難となるおそれがあるため、より適切な保管場所の確保について検討されたい。</p>	<p>非常食や飲料水等を奥付12階に保管場所を移すことで、災害発生時に搬出ができ、迅速に災害従事職員に配布できるよう対応した。</p>
<p>備蓄計画において、飛騨総合庁舎の分散備蓄に掲げられている資機材のうち、計画上の数量に満たない資機材（スコープ等）があるので、計画との整合性を図らばいい。</p>	<p>備蓄計画と比べて不足している資機材の数量を確認し、角形シャベルといった資機材の一部を調達した。 なお、平成31年度予算にてフルシートを調達することで、備蓄計画との整合を図る。</p>
<p>燃料又は乾電池（以下「燃料等」という。）で稼働する機材（発動発電機、灯油ストーブ、ランタン、拡声器）について、燃料等が当該機材と一体的に備蓄されていないものがあるため、災害時に迅速に機材を稼働できるよう、応急用の燃料等の機材との一体的な備蓄又は発災時の確実な調達方法について検討されたい。</p>	<p>発動発電機で稼働させる機材は全て庁舎内の防災備蓄倉庫に移動し、燃料等と当該発動発電機と一体的な備蓄とした。 今後、燃料等で稼働する機材を配備する場合には一体的な備蓄を行っていく。</p>
<p>倉庫内の狭い空間に大量の物資及び資材が詰め込まれ、倉庫の奥に保管されているものは点検すら困難な状態となっており、保管スペースが不足している。災害時に迅速な対応を行うためにも、備蓄規模に適した保管スペースの確保について検討されたい。</p>	<p>屋外防災倉庫について、保管していた資機材の一部（発動発電機、投光器、フルシート等）を公用車車庫及び庁舎内の防災備蓄倉庫に配置換えしたことに伴い、取出しや点検を容易に行えるようにした。 なお、発災時に迅速に資機材を運び出せるよう、資機材の配置図を作成し掲示した。</p>

岐阜県監査委員告示第十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があつたので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成三十一年四月二十五日

岐阜県監査委員	山 本 勝
岐阜県監査委員	太 田 維 久
岐阜県監査委員	鈴 土 靖
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	長 縄 直 子

1 平成 29 年度及び平成 30 年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況  
(1) 平成 29 年度

区 分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの* C	未措置 A-B-C	(単位：件)
団 体	指導事項	0	2	0	0
	指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計	0	2	0	0
	出資・出捐団体	2	—	—	2
	補助金等交付団体	0	—	—	0
所 管 機 関	指導事項	0	—	—	—
	指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計	0	—	—	0
	出資・出捐団体	1	1	0	0
	補助金等交付団体	0	—	—	0
合 計	0	—	—	—	—
合 計	21	20	0	1	

(2) 平成 30 年度

区 分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの* C	未措置 A-B-C	(単位：件)
団 体	指導事項	2	0	0	2
	指 定 管 理 者	2	0	2	0
	計	1	0	0	1
	出資・出捐団体	5	0	2	3
	補助金等交付団体	7	0	1	6
所 管 機 関	指導事項	1	0	0	1
	指 定 管 理 者	2	0	0	2
	計	10	0	1	9
	出資・出捐団体	0	—	—	—
	補助金等交付団体	0	—	—	—
合 計	0	—	—	—	—
合 計	20	0	3	17	

※「今回措置を講じたもの」については、平成 31 年 3 月 28 日に知事から通知があったもの  
(注) 監査結果の区分については、次のとおり。  
・ 指導事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの  
・ 指導事項：是正又は改善を求める事項  
・ 検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

平成 30 年度

(1) 団体監査結果 (指摘事項) に基づき講じた措置

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
医療福祉連務推進課	医療法人香徳会	岐阜県病院内保育所夜間運営費補助金において、開所時間の要件を満たさない保育実施日数を含めて補助対象経費を算定していたことにより、補助金 82,000 円が過大受給となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指摘事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。指摘事項については、過去 5 年分を調査した結果、平成 29 年度補助金過大受給分 82,000 円に加え、平成 25 年度から平成 28 年度までの補助金過大受給分 560,000 円を平成 30 年 12 月 25 日に返還した。 平成 30 年度分より保育所開所時間計算書を作成し、昼間・夜間・24 時間・児童保育時間数の正確な把握に努めている。 また、現場や事務担当課内で補助要件を改めて確認し、及び情報共有し、提出書類について、現場担当者や事務担当者、責任者等、複数での確認を徹底する。
医療福祉連務推進課	医療法人香徳会	岐阜県新入看護職員研修事業費補助金において、実際の研修時間数とは異なる時間数をもって補助対象となるべき人件費を算定していたことにより、補助金 16,000 円が過大受給となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指摘事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。指摘事項については、過去 5 年分を調査した結果、過大受給となっていた平成 29 年度分 16,000 円を平成 30 年 12 月 25 日に返還した。 今後は、看護研修担当者として事務担当者との情報共有及び提出書類の複数での確認を徹底する。特に、研修時間数については、変更等あったときは、2 名以上の職員で研修報告書の書類を確認する。

(2) 団体監査結果 (指導事項) に基づき講じた措置  
出資・出捐団体

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
新産業・エネルギー振興課	株式会社アール・テクノセンター	月次決算において、決算諸表に係る決裁が行われておらず、代表取締役社長へ提出されていなかったの で、今後は適正に処理されたい。	指導事項について、株式会社アール・テクノセンターから以下のとおり対応した旨の報告を受け、確認した。平成 30 年 12 月決算以降、同社の専決委任規程で定める決裁権者である専務の決裁を行い、決裁後は月次決算書を代表取締役社長へ提出している。 今後は同様の事案が発生しないよう、適正な事務処理に努める。

岐阜県監査委員告示第十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、外部監査人の監査の事務を補助する者について次のとおり告示する。

平成三十一年四月二十五日

岐阜県監査委員	山本勝敏
岐阜県監査委員	太田維久
岐阜県監査委員	鈴木靖
岐阜県監査委員	藤良寛
岐阜県監査委員	長縄直子

一 外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
和田 恵	岐阜市徹明通四丁目九番地二 小川ハイツ四F北号室
竹中 雅史	岐阜市安良田町一丁目一八番地一 プレミアシティ岐阜レジデンス一四三
尾藤 望	郡上市八幡町城南町二二八 一
渡辺 俊介	岐阜市常盤町一九番地 シルキーハウスホリ四A
平松 卓也	岐阜市竜田町八丁目一番地一 バンベル岐阜竜田二 一号室
鈴木 友美	加茂郡坂祝町黒岩二 一番地四
安田 和広	岐阜市則武西一丁目二番一五号
田中 敦	愛知県名古屋市中区東大曾根町一七番八号 ブランクメゾンMK三 二号
黒宮 崇宏	羽島市小瀬町島三丁目一番地一 レジデンスタツミ二番館四 一号
豊田 聡子	岐阜市竜田町三丁目五番地 メゾン・ド・リアン四 三号

井上 学 大垣市木戸町二 番地一 一  
米津 覚 登 愛知県名古屋市中区志賀町四丁目六 番地の一  
アーバンラフレ志賀七棟一 二二号

新 開 章 愛知県瀬戸市品野町三丁目八八番地  
二 外部監査人の監査の事務を補助する者が当該事務を補助できる期間  
平成三十一年四月二十五日から平成三十二年三月三十一日まで

平成三十一年四月二十五日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社